

## 地方消費税率引上げ分における使途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたとともに、引き上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障4経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

令和元年10月の引き上げ後の消費税率10パーセントのうち、地方消費税率は2.2パーセントとなっており、このうち2分の1が市町村に交付されることとなります。

本町では、令和4年度当初予算における税率引き上げによる増収分を36,000千円と見込み、以下の事業に充てることとしています。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 36,000千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源分） 378,229千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	事 業 名	令和4年度 事 業 費 (※3)	財 源 内 訳		消 費 税 増 収 分
			特定財源	一般財源	
社会福祉	障害者福祉事業	182,561	128,981	53,580	36,000
	高齢者福祉事業	134,651	68,396	66,255	
	児童福祉事業	128,758	98,715	30,043	
	母子福祉事業	8,054	7,005	1,049	
	小 計	454,024	303,097	150,927	
社会保険	国民健康保険事業	54,504	14,256	40,248	
	後期高齢者医療事業	22,167	14,292	7,875	
	小 計	76,671	28,548	48,123	
保健衛生	高齢者等医療事業	45,229	10	45,219	
	診療所事業	115,128	0	115,128	
	疾病予防対策事業	20,468	1,636	18,832	
	小 計	180,825	1,646	179,179	
合 計		711,520	333,291	378,229	36,000

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。

※2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税の一部を改正する等の法律

※3 事業費は、事務費や事務職員の人件費等を除いたものです。